

神戸市水素供給設備整備事業費補助金交付要綱

平成 28 年 9 月 30 日局長決定
令和元年 5 月 31 日改正
令和 4 年 4 月 25 日改正
令和 6 年 6 月 20 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会を目指し、燃料電池自動車等の普及促進を図るため、水素供給設備を市内に整備する事業者に対し整備に要する経費の一部を補助することを定める。

当該補助金の交付については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下、「補助金規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱に掲げる用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車等」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車を「燃料電池自動車」とし、また、このほかに水素をエネルギーとして活用する社会の推進および実現に資する水素利用端を含めたものをいう。
- (2) 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。
- (3) 「国補助金」とは、経済産業省が行う「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）」をいう。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 国補助金の交付決定を受けた法人又は個人事業者
- (2) 国税及び市税の滞納がない者

(3) 市内において、トータルでCO₂フリーな水素の供給に向けた検討を行い、環境負荷低減に資する水素エネルギーの普及啓発に取り組む意思がある者
(補助対象設備及び経費)

第4条 補助対象設備及び経費は、「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)交付規程」(以下、「交付規程」という。)のとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は当該年度の予算内とし、水素供給設備1件あたりの上限額は次の各号に定めるとおりとする。ただし、国補助金と合わせて事業費を超えることはできない。

(1) 水素供給能力が50Nm³/h以上であり、適正な方法で70MPaの燃料電池自動車に5kg(約56Nm³)の水素を3分程度で充填することが可能な能力をもつ設備の場合、5,000万円を上限額とする。

(2) 水素供給能力が50Nm³/h未満であり、適正な方法で70MPaの燃料電池自動車に3kg(約34Nm³)の水素を10分程度で充填すること及び、連続した毎日において1日3台以上の燃料電池自動車に供給することが可能な能力をもつ設備の場合、1,250万円を上限額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助事業の対象となる期間は、原則単年度とする。ただし、事業の工程上、単年度では事業完了が困難であり、かつ第7条に定める補助金交付申請時に、全事業期間の事業費及び年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出された場合に限り、複数年度にわたる事業(以下、「複数年度事業」という。)として申請することができる。

2 複数年度事業に係る特記事項については、第18条に定める。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付申請をする者(以下、「補助金申請者」という。)は、第3条第3号に関する実施計画を立てなければならない。

2 補助金申請者は、別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に別

表 1 に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定・通知)

第 8 条 市長は、補助金規則第 6 条から 8 条に基づき、交付が適当と認める場合は、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査等により補助金の交付が不適当と判断した場合は、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により当該申請者に通知する。

(申請の取り下げ)

第 9 条 補助金申請者が、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下届（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(計画の変更、中止、廃止)

第 10 条 第 8 条第 1 項の規定による交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項第 1 号、第 2 号に該当する承認申請は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 5 号）、前項第 3 号に該当する承認申請は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）による。

3 市長は、前項に基づく申請があったときは、これを審査し承認することが適当であると認めたときは、補助金交付決定変更通知書（様式第 7 号）または、補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知する。

4 市長は、前項の承認をする場合、必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき、補助金交付申請から補助事業が完了するまでの間、各年度の 3 月 31 日までに、補助事業実績報告書（様式第 9 号）に別表 2 に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 12 条 市長は、補助金規則第 16 条に基づき、補助金交付の決定内容及びこれに付

した条件に適合すると認めるときは交付額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 10 号）により、補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受領した後、当該年度内に補助金請求書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）補助事業者が、補助金規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- （2）第 10 条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき。
- （3）国補助金の交付が取り消されたとき。

2 市長は、補助金交付の取り消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により、補助事業者に通知する。

（取得財産の管理）

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は、取得財産等の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の補償をしない。

2 補助事業者は、交付規程第 18 条に基づき、取得財産等について管理し、市長の求めに応じて管理台帳（写し）を提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第 16 条 補助事業者は、交付規程第 19 条に基づき、取得財産等を処分しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 13 号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

（補助金返還）

第 17 条 市長は、補助金の返還を求める必要がある場合、補助金規則第 20 条に基づき、補助金返還命令書（様式第 14 号）により補助金の全部又は一部の返還を請求する。

(複数年度事業に係る特記事項)

第 18 条 補助金の上限額は交付決定を行った年度にこの要綱で定めるとおりとする。

2 補助金は全期間における事業完了後に交付する。

3 補助事業者は、別表 3 に掲げる書類を、国補助金の交付決定日から 3 か月以内に市長に提出しなければならない。

(協力)

第 19 条 市長は、市の施策に基づき水素の普及促進を図るため、必要に応じて補助事業者に対して水素供給設備に関するデータ等の提供を求めることができる。

2 市長は補助事業者に対して、水素の普及啓発に関する事業等について協力を求めることができる。

(補助事業者の責務)

第 20 条 補助事業者は、前条の求めに協力しなければならない。

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

別紙

神戸市水素供給設備整備事業費補助金交付要綱第7条第2項に規定する期日は、令和7年1月31日とする。

別表 1 申請関係書類（第 7 条関係）

1	国補助金申請書類及び交付決定通知書（写）※ 1
2	要綱第 3 条第 3 号に定める取組に関する実施計画書
3	その他市長が必要と認める書類

別表 2 実績報告書関係書類（第 11 条関係）

1	国補助金実績報告書類及び補助確定通知書（写）※ 2
2	その他市長が必要と認める書類

別表 3 複数年度事業関係書類（第 18 条関係）

1	国補助金申請書類及び交付決定通知書（写）※ 1 ※ 3
---	-----------------------------

※ 1 交付規定第 6 条及び第 7 条に定める書類

※ 2 交付規程第 14 条及び第 15 条に定める書類

※ 3 市への補助金交付申請時に提出したものを除く